

令和３年 第２回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第６９号

令和３年第２回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和３年５月２４日

まんのう町長 栗田 隆義

- １．招集日 令和３年６月２日
- ２．場 所 まんのう町役場議場

令和３年第２回まんのう町議会定例会会議録（第１号）

令和３年６月２日（水曜日）午前 ９時３０分 開会

出席議員 １６名

１番 鈴木 崇 容	２番 常 包 恵
３番 小山 直 樹	４番 京 兼 愛 子
５番 竹林 昌 秀	６番 川 西 米希子
７番 田 岡 秀 俊	８番 合 田 正 夫
９番 三 好 郁 雄	１０番 白 川 正 樹
１１番 白 川 皆 男	１２番 松 下 一 美
１３番 三 好 勝 利	１４番 大 西 豊
１５番 川 原 茂 行	１６番 大 西 樹

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

１２番 松 下 一 美	１３番 三 好 勝 利
-------------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	松 浦 正 吾	地域振興課長	松 下 信 重
税 務 課 長	小 縣 茂	住民生活課長	山 本 貴 文
福祉保険課長	池 下 尚 治	健康増進課長	國 廣 美 紀
農 林 課 長	鈴 木 正 俊	建設土地改良課長	河 田 勝 美
地籍調査課長	宮 崎 雅 則	会 計 管 理 者	黒 木 正 人
琴南支所長	河 野 正 法	仲南支所長	多 田 浩 章
教育次長兼学校教育課長	香 川 雅 孝	生涯学習課長	細 原 敬 弘

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。本日、令和3年第2回まんのう町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともに御多忙の中、御参集をいただきましてありがとうございます。

香川県では依然として新型コロナウイルス感染症新規感染者が発生し、6月1日からは感染拡大集中対策期間となっており、不要不急の外出、移動の自粛をお願いいたしております。

まんのう町では65歳以上の方を対象に接種券を郵送し、予約を開始したところ、一斉に予約が殺到し、電話やインターネットがつながりにくくなり、多くの方に御迷惑をおかけし、申し訳ありませんでした。今後の町内医療機関での個別接種につきましては、5月24日月曜日より受付を始めておりますが、今のところ混乱もなく、既に多くの方の予約をいただいております。町といたしましても、一人でも多くの町民に安心して速やかに接種していただけるよう、万全の対策をしまいたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

本日、上程いたしておりますのは、議案11件、報告4件でございます。慎重審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○大西樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

初めに、議案関係について、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案11

件の提出があり、受理いたしました。

また、議員より、地方自治法第112条及びまんのう町議会会議規則第14条の規定に基づく議案1件の提出があり、受理いたしました。

次に、議会に提出された報告として、組合議会関係では、仲多度南部消防組合議会の定例会において、令和2年度一般会計補正予算と令和3年度一般会計予算の審議報告がありました。

次に、監査関係については、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく令和3年2月分、3月分の例月出納検査の報告があり、一般会計並びに特別会計の収支、基金出納状況、現金保管状況の検査を行い、いずれも適正に処理されているとの報告がありました。

次に、町長より、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく令和2年度まんのう町繰越明許費繰越計算書の報告並びに地方自治法第243条の3第2項の規定に基づくまんのう町土地開発公社、一般財団法人ことなみ振興公社、有限会社仲南振興公社の各経営状況に関する書類の提出がありました。

なお、これらの報告はタブレットの今定例会フォルダにそれぞれ入れておりますので、御確認をお願いします。

以上で、議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告をお願いします。

議会運営委員長、大西豊君。

○大西豊議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

5月31日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下に、議会運営委員会委員6名が出席し、第2回定例会の運営について慎重に審議をしましたので、その結果を御報告いたします。

なお、一般会計予算に関する審査については、今までどおり総務常任委員会に付託した後、総務常任委員会以外の所管部分と関係する常任委員会で審査し、質疑まで行い、総務常任委員会で最終審査を行うことになりました。

それでは、お手元に配付しております議事日程第1号を御覧ください。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日から6月15日までの14日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第 6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第 7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第 8 議案第 1 号 まんのう町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
即決をお願いします。

日程第 9 議案第 2 号 まんのう町税条例等の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第 10 議案第 3 号 まんのう町保育所条例の一部改正について 即決をお願いします。

日程第 11 議案第 4 号 まんのう町認定こども園条例の一部改正について 即決をお願いします。

日程第 12 議案第 5 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度琴南小学校大規模
改修工事（建築）） 教育民生常任委員会付託

日程第 13 議案第 6 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度満濃南こども園統
合施設建設工事（建築）） 教育民生常任委員会付託

日程第 14 議案第 7 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度満濃南こども園統
合施設建設工事（設備）） 教育民生常任委員会付託

日程第 15 議案第 8 号 まんのう町道路線の認定について 建設経済常任委員会付託

日程第 16 議案第 9 号 まんのう町道路線の変更について 建設経済常任委員会付託

日程第 17 議案第 10 号 まんのう町道路線の廃止について 建設経済常任委員会付
託

日程第 18 議案第 11 号 令和 3 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 2 号 総
務常任委員会付託

日程第 19 発議第 1 号 まんのう町議会会議規則の一部改正について 即決をお願い
します。

一般質問は 6 月 3 日、4 日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、その後、委員より議会運営を適正化し、迅速に行うため
に、1 番目として予算書、決算書をどのように処理報告するのか。これは不祥事の件につ
いても含みます。2 番目、不祥事の解決方法について事例報告を求める。3 番目、町の支
援団体の監査を求める。以上の発言があり、今会期中に協議の場を設けるようお願いし、
会期中に行うとの答弁がありました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、12番、松下一美君、13番、三好勝利君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○大西樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの14日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決しました。

日程第4 町政報告

○大西樹議長 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、3月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症につきましては、世界中で猛威を振るうという未曾有の事態が一年以上余り続いており、私たちはこれまで経験したことがない危機的な状況下にあります。国内では、大型連休が明けてから各地で第4波が急拡大しており、また、感染力の強い変異株の拡大により、さらなる状況悪化が深刻化しております。

香川県内におきましても、大型連休以降、一日の新規感染者数が増加傾向にあったため、5月9日から対処方針を最高レベルの「緊急事態対策期」に引き上げ、県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令し、感染防止のための集中対策を行ってまいりました。その結果、感染者数が減少傾向になり、6月1日からは「香川県コロナ非常事態宣言」を解除し、「感染拡大防止集中対策期」に移行したところでございます。

しかしながら、依然として医療の逼迫具合を示す病床使用率は、国のステージⅣの目安50％に近い数値となっており、予断を許さない状態でございます。

このような中、本町におきましては、国及び県の動向や対処方針、要請等を受けて、4月以降、「まんのう町新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を4回開催し、情報の把握、関係部署・関係機関との情報共有と対処方法について協議してまいりました。特に公共施設等の利用につきましては、感染予防のため、香川県からの要請に基づき、休館・休園をはじめ、利用制限等を引き続き行うことといたしました。詳細につきましては、ホームページなどでお知らせをしております。利用される住民、各団体の方々には御迷惑をおかけしておりますが、御理解、御協力をお願いいたします。

また、住民の皆様には不要不急の外出や移動を自粛するなど、引き続き、適切な感染予

防対策を徹底して行動するようお願いをいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

集団接種と高齢者施設での接種を継続するため、限られたワクチンではありますが、電話回線の増設等対策を講じると同時に、医療機関での個別接種を御案内する中、先般、5月6日に第2回目の集団接種予約を受け付けましたところ、同日を予約開始日とした市区町村も多く、電話及びインターネットによる予約に想定を上回るアクセスが集中し、つながりにくい状況となりました。4月5日、第1回目の予約に続き、多くの方々に御迷惑をかけて申し訳ありませんでした。

本町の予約体制としては、前回までと同じ結果とならないよう、予約システムに係る環境の改善を行い、また、つながりにくい電話を幾度もかけていただく皆様の負担の軽減とワクチンの廃棄ゼロを目指し、「いつ、どこの医療機関で接種をしてもよい」という方の御希望をお伺いするため、個別通知を発送しております。今後、予定の変更等がありましたら、随時、広報、行政告知放送、ホームページ等で周知してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

次に、3月末現在の本町の住民基本台帳人口は、去年同期と比べまして287名減の1万8,114人となっております。そのうち65歳以上の高齢者は6人減となりましたが、高齢化率は37.16%と、去年同期比で0.54ポイント増加し、総務省発表によります香川県の31.8%、全国の28.7%を大きく上回り、人口減少の流れの中、高齢化は引き続き増加傾向となっております。

また、マイナンバーカードについてでございますが、平成28年1月より交付が開始され、約5年半が経過いたしました。令和3年4月末現在で25.66%の普及率となっており、去年同期から約13%普及率が向上しておりますが、町といたしましては、さらなる普及啓発と推進に努めてまいります。

次に、環境関係でございますが、火葬場につきましては、令和2年度に着手しました待合室棟の増築工事が完了し、本年度より供用開始されたことにより、混雑による会葬者の方々の御不便が解消されたところでございます。

次に、防災関連についてでございます。

国の中央防災会議による「南海トラフ地震防災対策推進計画」の変更を踏まえ、香川県地域防災計画の改訂に基づき、「まんのう町地域防災計画」の改訂作業を昨年度から引き続き進めております。

しかし、昨年度から本年5月に延期されておりました土器川総合水防演習につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況に伴い、既に中止が決定し、今後は水防講習会として開催の予定となっております。本町での土砂災害訓練などの防災訓練につきましては、一時延期の対応を行っております。

次に、交通安全対策関連についてでございますが、本年の香川県内での交通死亡事故件数は5月末現在で16件16人であり、去年同期と比べ7件の減、8人の減少となっております。

ります。町内においては、1月19日に国道32号線の吉野下地区付近において、追突事故により町内の方が亡くなりました。本年も交通事故抑止に向けて警察など各関係機関と連携しながら交通安全対策に取り組んでまいります。

次に、地方創生関連といたしまして、まんのう町のづくりセンター「ろくさん会館」の管理運営を本年4月から「一般社団法人サンフラワーまんのう」に指定管理者として指定し、ヒマワリ関連商品の製造を行い、販売を増加させることにより、農業者に利益還元できるよう期待をいたしております。

また、琴南地域活性化センターにつきましては、旧琴南中学校施設の一部改修工事も竣工し、本年4月から新たに琴南地域活性化センターとしてスタートいたしました。施設の管理運営は「一般社団法人ことなミライ」に指定管理者として指定し、利用につきましては、これまでと同様にことなみ未来会議の高齢者部会、スポーツ部会、文化活動部会、農業部会が利用し、新たに木工・木育や自然史博物館などの団体が利用し、琴南地域の活性化が図られるものと思っております。

次に、商工関係につきましては、国の緊急事態宣言の再度の発出や県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、外出機会が減少したことにより、大きな影響を受けた飲食事業者や関連事業者等に応援金を支給し、営業継続を応援するため、香川県営業継続応援金の支給決定を受けた事業者に対して、まんのう町が香川県の支給額の半額を上乗せ給付するよう準備を進めています。

また、町内事業者全般を支援するため、プレミアム40%つきの商品券を発行し、町内消費の喚起を行い、事業者を支援してまいりたいと考えておりますので、住民の方々には商品券を購入していただき、町内事業者の支援をお願いいたします。

次に、健康増進関係では、5月より集団健診及び人間ドックを開始しております。感染対策のため、時間・人数に制限をしておの実施となっておりますが、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

また、喫煙率の高い子育て世代を中心に「まんのう町子育て世帯禁煙プロジェクト」を展開し、禁煙の推進及び受動喫煙対策に努めておりますので、ぜひこの機会に禁煙に取り組んでいただきたいと思います。

また、母子保健事業では、乳幼児健診の視覚検査に専門機器を導入し、弱視等の早期発見・早期治療につながるよう取り組んでおります。

次に、教育関係でございますが、このところ、香川県内においては新型コロナウイルスの感染が学校施設でも増えてきております。改めて感染症対策をしっかりとしないといけないと意識するところがございます。

また、学校現場に対しましては、児童生徒一人一人の均等な学習の機会が失われないように、昨年度、GIGAスクール構想によって整備いたしました1人1台のタブレットを有効に活用するよう指導を行っておるところでございます。

次に、コロナ禍における生活援助といたしまして、昨年度同様、緊急学生支援給付金事

業を実施することといたしまして、奨学金の貸与を受けて大学などに通う学生に1人5万円を給付いたします。

次に、教育環境の整備についてでございます。

本年度、本町におきまして最も大きな事業といたしまして、満濃南こども園の施設を統合するべく、新園舎の建築工事を開始いたします。本6月議会に上程させていただいておりますが、御議決をいただきまして契約となりますと、いよいよ来年秋の完成に向けて工事が開始されることになります。

また、同様、琴南小学校の大規模改修工事につきましても、本年度と来年度の2か年をかけまして実施したいと考えておりますので、本6月議会に上程させていただいております。

また、新型コロナウイルス感染防止対策の一つといたしまして実施いたします小学校、こども園のトイレの水栓の自動化につきましては、来週入札をいたし、秋頃までには完成するべく工事を進めてまいります。

次に、生涯学習関係についてでございます。

公民館は地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として中心的な役割を果たしております。生涯学習の場として、心の憩いの場として、地域の絆が強まるよう、施設の整備・充実に努めております。耐震化が必要でありました高篠公民館につきましては、本年3月に新築工事が竣工し、4月11日に落成式を行いました。地域の皆さんが気軽に集う地域の拠点施設として御利用いただければと思います。

4月17日に実施されました東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、当日はあいにくの雨模様となりましたが、満濃農村環境改善センターをスタートし、9人のランナーが無事に聖火をリレーし、ゴールすることができました。ゴール地点のスポーツセンターまんのうでは、感染症対策に努めた上でミニセレブレーションが開催され、満濃中学校吹奏楽部の力強い演奏で会場を大いに盛り上げてくれました。コロナ禍の開催ではありませんでしたが、記憶に残る聖火リレーになったことと思っております。

最後に、財政状況でございますが、令和2年度の一般会計の決算見込額は、歳入決算見込額143億6,168万9,000円、歳出決算見込額138億2,399万6,000円で、歳入歳出決算見込差引額は5億3,769万3,000円となります。翌年度への繰越事業の財源7,975万5,000円を差し引くと、実質収支の決算見込額は4億5,793万8,000円となりました。

以上、簡単ではございますが、3月定例議会以降の町政の一端を御報告いたしました。

いまだ新型コロナウイルスの感染拡大が終息を見ることなく長期化している中ではありますが、ワクチンの迅速な接種による感染拡大防止やコロナ禍における住民生活の支援、事業者支援、地域経済の回復など、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた取組も重視しつつ、「第二次まんのう町総合計画」に基づき町政運営に邁進していく所存でございますので、議員各位におかれましても御理解と御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に配付させていただいておりますので、お目通しをよろしくお願いいたしたいと思います。

○大西樹議長 町政報告を終わります。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、川西米希子君。

○川西米希子教育民生常任委員長 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

去る5月24日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員5人全員出席し、議長同席の下、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

最初に、満濃南こども園の建設予定地の現地調査を行い、その後、各課より報告を受けました。

初めに、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況について報告がありました。

委員より、歯科診療所はコロナ禍の影響で町外の訪問診療者数がかなり減少しており、歯科医師の収入を不安視する意見があり、執行部より、コロナ感染症の感染防止対策により、町外への訪問診療ができないことが影響している。今後、コロナ禍が終息に向かえば、徐々に訪問診療者数も回復すると考えているとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、主要行事、人口・世帯数、戸籍住民票等の発行状況、ごみ収集状況、マイナンバーカード交付枚数、太陽光設備・合併浄化槽設置整備補助金状況、火葬事業、し尿・浄化槽の投入実績等について報告がありました。

委員より、資源ごみの収支において、今年4月は対前年度比で増えているが、単価の影響なのかとの質疑があり、執行部より、資源ごみの回収業者は年4回に分けて入札方式で決めており、全体に買取り価格は下がってきている。収集したものをまとめて業者に販売したことも関係しているとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より各種事業報告がありました。

行事報告については、遺族会代表者会議において、5月に戦没者慰霊祭の開催が予定されていたが、コロナ禍により延期となり、7月に再度協議が行われること、また、新型コロナ対応臨時給付金、子育て世帯生活支援特別給付金について、子育て保護者応援給付金は児童約2,700人を対象に一人当たり3万円を給付し、7月20日頃の支給を予定していること、心身障害者福祉年金特別給付金は障害者手帳等の交付者約1,250人を対象に一人当たり2万円を給付し、9月末の支給を予定していること等の説明がありました。

委員より、コロナ禍により税金を滞納しなければならないほど生活が大変な人もいるが、滞納世帯には今回の新型コロナ対応臨時給付金の支給を行わない自治体もあると聞いているが、本町はどうするのかとの質疑があり、執行部より、前回の子育て応援金等は滞納に関係なく支給した。今回の支給について関係課と協議をしたいとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、行事報告のほか、琴南小学校大規模改修工事、満濃南こども園統合施設建設等について報告がありました。

行事報告では、今年の小中学校の運動会について報告があり、保護者の人数制限など規模を縮小しての開催や学年を入れ替えての開催、午前中での開催、また、四条小学校においては保護者の参加を中止とし、ユーチューブで運動会の様子を保護者のみにライブ中継するなど、コロナ禍ではあるが、各学校が感染対策を行いながら工夫を凝らした運動会を開催したとの報告がありました。

委員より、建設中の満濃南こども園から満濃中学校に抜ける道が必要だと思うがとの質疑があり、執行部より、必要性は認識している。補助金を受けて整備ができればと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、放課後児童クラブの運營業務委託の公募に当たり、契約期間が1年間ではあまりにも短期間であり、サービスの低下を招くのではないかと質疑があり、執行部より、公募型プロポーザル実施要項において双方に異議がない場合は、最長で令和6年3月30日までの契約更新を行うことができるとしているとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、行事報告、各施設の利用状況、新型コロナウイルスに伴う施設等の対応状況について報告がありました。森のコンサートについては、実行委員会で今年度の開催について検討を行ったが、現状での実施は難しいのではないかと意見があり、今年度は見送ることを決定した。今後、広報等で住民にお知らせをするとの報告がありました。

次に、健康増進課より、事業報告、中讃圏域健康生きがい中核事業、温泉バス、子育て支援サービス事業の利用実績について報告がありました。

委員より、今回の65歳以上の新型コロナワクチン接種の予約はいつでも行うことができるのか。今回は接種を希望する全ての対象者が接種できるのかとの質疑があり、執行部より、今回は65歳以上の全ての接種希望者分のワクチン確保ができたので、それに相当する枠を示し、いつでも受け付けている。7月も予約枠を示し、受け付ける予定であるとの答弁がありました。

委員より、新型コロナワクチン接種のコールセンターはいつまで開設しておくのかとの質疑があり、執行部より、国が計画している接種期間は令和4年2月末までである。本町の接種状況も考慮しながら検討していくことになると思うとの答弁がありました。

その他で、委員より、今年の修学旅行について、現時点ではどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、今は年間の行事予定として9月に実施することしか決まっていな。子供たちに修学旅行の思い出をつくってあげられるよう、今から時期と行き先

を検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、緊急時のための安心登録制度は定期的に登録内容の見直しを行っているのか。登録者本人や連絡先等の変更の有無の確認が必要だと思うがとの質疑があり、執行部より、実情を確認の上、対応したいとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午前１１時４０分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第６ 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○大西樹議長 日程第６、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る５月２５日、午前９時３０分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長同席の下、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員出席の下、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、建設経済関係の所管事務調査、その他であります。

初めに、地籍調査課より、調査地区工程検査や現地調査計画等について報告がありました。

委員より、まんのう町全地区の地籍調査はいつ頃完了する予定かとの質疑があり、執行部より、まんのう町地籍調査現地調査計画では令和９年に現地調査を完了、その後、工程作業を経て登記完了するのが令和１１年に完了する予定であるとの答弁がありました。

委員より、所有者の話合いがつかず筆界未定となった場合、町は最終的にどういう処理をするのかとの質疑があり、執行部より、隣接地との境界が地籍調査で決まらない場合、筆界未定地として処理し、登記所へ送付するとの答弁がありました。

次に、農林課より、行事報告のほか、有害鳥獣捕獲、補助金状況について、有害鳥獣被害対策事業の補助金で、令和３年４月より一頭当たり１万円から１万５，０００円に変更するとの報告がありました。また、ヒマワリ作付で、高篠地区では長雨の影響で発芽しなかった箇所があったとの報告がありました。

委員より、認定農業者は現在何人いるのかとの質疑があり、執行部より、令和３年３月末で９４名であるとの答弁がありました。

委員より、利用権設定面積で、本来は農地機構を通じた集積面積を増やすべきであると

思うが、農地機構を利用せずに利用権設定をしている貸借面積が多いのは制度の説明不足が原因ではないかとの質疑があり、執行部より、窓口で農地の貸出し希望者が来たときには、貸手、借手ともに有利な条件で契約できるように説明している。ただ、農地機構が取り扱える利用権設定の期間が6年以上であるため、借主が高齢であるなどの理由から、3年ぐらいは様子を見たいとの要望もあり、農地機構を利用しないで契約する方がいるとの答弁がありました。

委員より、国で定められた運用基準が厳しいことなど、町の実情を国や県に意見として上げてほしいとの要望があり、執行部より、国への要望は、現在、農業委員と最適化推進委員が地域の担い手への集積活動や農地利用の最適化推進についての改善意見を国に上げる予定であるとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、昨年度、旭東団地、四条団地を廃止にしたことによる町営住宅条例施行規則の一部を改正する規則について説明がありました。また、土地改良事業の進捗状況、ため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業の進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係について報告がありました。

委員より、老朽化した橋梁の調査は全て予定どおり完了したかとの質疑があり、執行部より、町道橋の約270橋は第1周目の調査が終了している。昨年度より、第2周目を開始し、大きい橋梁より5年かけて調査を実施し、修繕が必要な箇所については国庫補助事業で修繕する計画であるとの答弁がありました。

委員より、廃止したため池の数はどれくらいかとの質疑があり、執行部より、香川県土地改良課から情報提供資料では、前回調査の平成12年3月から今回の令和3年4月でため池が幾ら減ったかの報告がされている。香川県全体で平成12年の1万4,619から令和3年の1万2,269で2,350のため池が減、増減率83.9%である。その中で、まんのう町の場合、平成12年の904から令和3年の840で64のため池が減、増減率92.9%であったとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の活動状況、ヒマワリ推進事業、若者住宅取得補助金の交付状況、ふるさと納税の推移について報告がありました。ことなみ未来会議事業の活動状況、満濃池周遊路整備事業、商品券発行事業について報告がありました。また、「ひまわりブリ」の商品開発を香川県漁連と連携し、試験的に取り組んでいるとの報告がありました。

委員より、まんのう町持続化応援給付金のほかにコロナ対策の補助金はあるのかとの質疑があり、執行部より、県では新型コロナウイルス感染拡大防止のため、営業時間短縮の協力要請に応じた飲食事業者に対し香川県営業時間短縮協力金を支給している。また、香川県営業継続応援金というものがあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、大きな影響を受けた飲食事業者及び関連事業者等に応援金を支給し、営業継続を支援するものがある。まんのう町もこの支給を受けたところに対し、県の支給額の半額を支給する準備を進めているとの答弁がありました。

委員より、4月1日から指定管理者となったものづくりセンター「サンフラワーまんのう」は、コロナ禍が終息した後の戦略を練っているのか。また、町はどうバックアップをしていくのかとの質疑があり、執行部より、戦略については香川大学経済学部と連携し、研究を進めたいと考えている。主体は「サンフラワーまんのう」だが、町がどこまで支援できるか考えながらやっていきたいとの答弁がありました。

委員より、今回、プレミアム商品券が売れ残った場合、再販は考えているのかとの質疑があり、執行部より、昨年度は期間も短かったため再販ができなかった。今回、売れ残った場合は、期間等を見ながら考えていきたいとの答弁がありました。

委員より、商品券が余り、再販することになった場合、一度購入した者にも再度販売できるようにすればよいとの意見がありました。

委員より、商品券が500円券と1,000円券の2種類あるが、間違わないように色を分けてほしいとの意見があり、執行部より、今までは1,000円券のみだったが、購入額が少額の場合には使いにくいとの意見があり、今回は500円券8枚と1,000円券10枚をとじたものを作成した。500円券と1,000円券が分かりやすいように色を変えているとの答弁がありました。

委員より、仲南道の駅の売上げが低迷していることについて、品物がないことが問題である。品物が充実するように振興公社側も努力してもらいたいとの意見がありました。

委員より、塩入温泉の入込客数が減少している原因は何かとの質疑があり、執行部より、塩入温泉の利用者は町外からの利用者が大半を占めており、これまで来館していた高齢者が一段と高齢になり、新たな来館者が減っていることや、泉質が落ちてきていることを利用者が感じているのではないかと思うとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後2時25分に委員会を閉会いたしました。

これで、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、三好郁雄君。

○三好郁雄総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る5月27日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員5名、執行部より、町長、副町長、所管課長出席の下、総務常任委員会を開催しました。

議題は、所管事務調査、その他についてです。

初めに、総務課より、2月から5月までの事業報告、町内火災発生状況、交通事故発生状況、防災出前講習状況等、また、新型コロナウイルス感染症対策の報告がありました。

委員より、交通事故の多い場所を取りまとめているのかとの質疑があり、執行部より、現在、交通事故多発地区地域総合診断を実施している。この総合診断では、満濃地区では東高篠の県道でガードレール設置、仲南地区では七箇で道路の拡幅、琴南地区では造田でカーブミラーと道路標識の要望、交差点の改良など、現地で関係機関と協議を行ったとの答弁がありました。

委員より、主要な交差点で道路灯のないところは早めに改善してほしいとの要望がありました。

委員より、コロナ禍で防災出前講習会が実施できておらず、何らかの啓発が必要ではないかとの質疑があり、執行部より、現在、各施設が使用できないこともあり、防災士と検討し、ホームページ等で広報していきたいとの答弁がありました。

委員より、「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化されることになったが、住民に今回の改正を周知する必要があるのではないかとの意見がありました。

執行部より、現在、公共施設の見える箇所にポスターを掲示、また、チラシや広報を使って周知をしているが、なお住民の皆さんに御理解を得られるよう、何らかの形で周知していきたいとの答弁がありました。

委員より、職員の採用数はどのようにして決めているのかとの質疑があり、執行部より、職員定数の適正化計画に基づき、退職者や再任用職員の数など総合的に勘案して毎年の職員の採用数を決定しているとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、中讃広域行政事務組合の企画協議会について報告、町土地開発公社、出資法人関係等では、ことなみ振興公社、仲南振興公社、グリーンパークまんのうの事業報告及び決算報告、また、仲南産直市関係で利用者・生産者へのアンケート、塩入温泉の利用者動向アンケート調査の結果報告がありました。

コミュニティー・自治会関係では、まんのう町連合自治会の役員改選、交通対策関係では、あいあいタクシー、福祉タクシーの利用状況報告、情報政策、人権啓発、男女共同参画推進関係の事業報告がありました。

委員より、出資法人関係で会計事務所の所見は町の経営診断と同じかとの質疑があり、執行部より、コロナ禍であり非常に厳しい状況である。県が緊急事態対策期が発令され、4月以降からの収益は全体で6割程度、5月はもっと厳しくなるとの報告を受けている。特に温泉の利用者が減少している状況であるとの答弁がありました。

委員より、それに対しての町の対応はとの質疑があり、執行部より、仲南産直市についてはアンケートを取っており、その結果を基に現状を把握し、課題の整理をする。課題に対応した改善策を立て、すぐに対応できるもの、少しの工夫で対応可能なもののさび分けをし、具体的なアクションを起こしていくよう振興公社へお願いしている。必要に応じて

町の財源的な支援が今後必要ではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、税務課より、町税について、令和3年度の固定資産税の調定額は10億5,700万円余りで前年より約2,000万円の減額、これは新型コロナウイルスの影響で事業収入が減少している中小企業・小規模事業者の税負担の軽減によるものである。軽自動車税の調定額は7,800万円余りであり、微増であるが、5年連続増額傾向にあるとの報告がありました。

委員より、農耕自動車で道路走行を行う際にナンバー取得する必要があることを町からも交通安全のため啓発するよう意見がありました。

次に、会計室より、令和2年度一般会計決算見込額について報告がありました。一般会計の歳入決算見込額143億6,168万9,000円、歳出決算見込額138億2,399万6,000円、歳入歳出差引残額5億3,769万3,000円である。なお、差引残高の中に翌年度へ繰り越すべき財源の予定額7,975万5,000円が含まれており、これを差し引いた翌年度への繰越見込額は4億5,793万8,000円であり、歳入歳出が増加した要因は、コロナ関連予算の約24億6,000万円が大きな要因と考えられる。このうち約18億円は一人10万円支給した定額給付金であるとの説明がありました。

次に、琴南支所長より、事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

次に、仲南支所より、2月から4月までの事業報告、窓口業務受付件数、町マイクロバス運行実績についての説明がありました。

以上、所管事務調査を行い、午前11時27分に委員会を閉会しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 委員長さんをお願いしておきたいと思います。

塩入温泉と道の駅「空の夢もみの木パーク」の産直市の入念なアンケート調査が報告されていたように思います。これをタブレットにアップすることを、委員長さん、お願いしておいていただけますか。

併せて申すならば、農林課が担い手に地域別、字ごとの集積度を集計したグラフを載せていただきましたね。的確なことで、これにて分かる。農林課の今までの努力の蓄積も分かりましたね。

あわせて、このタブレットの載せ方として、皆さん、参考にさせていただきたいのは地域振興課です。表とグラフ、カラーで出とる。これで課題と分析が一目瞭然。こうすればピントの合った施策が展開できる。課長さん方、よくよく課員と地域振興をお手本にしてい

ただいて、町長、6月のボーナスは地域振興課の職員に倍増してあげるぐらいの御対応をお願いしたい。

委員長さん、お願いします。以上であります。

○大西樹議長 三好郁雄君、もういいですか。そしたら、お願いいたします。

これをもって、質疑を終了します。

それでは、ここで休憩を取ります。議場の時計で50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第8 議案第1号 まんのう町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第8、議案第1号 まんのう町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号のまんのう町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により創設された会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓について必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

概要といたしましては、現行の規定では、新たに職員となった者は、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならないことになっておりますが、会計年度任用職員につきましては、署名した宣誓書の提出をもって代えるなど、同職員の任用時における服務の宣誓の方法について、任用形態や任用手続に応じた別段の定めを設けることができるよう、本条例の一部を改正するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正について

○大西樹議長 日程第9、議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号のまんのう町税条例等の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日に公布されたことに伴う町税条例等の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては税務課長より説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 税務課長、小縣茂君。

○小縣税務課長 議案第2号 まんのう町税条例等の一部改正について説明をさせていただきます。

令和3年度の税制改正において、上位法である地方税法の一部が改正されました。これに伴い、上位法との整合を図るため、町の税条例等の一部を改正するものです。

それでは、1ページ、改正前、改正後、新旧対照表を御覧ください。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲について、個人住民税均等割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の国外居住親族の取扱いの見直しをするものです。

第34条の7は、寄附金税額控除について、特定公益増進等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しをするものです。

特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金税額控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するものです。

次に、2ページの第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親

族申告書について、非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の国外居住親族の取扱いの見直しをするものです。

次に、３ページの第５条は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等について、個人住民税所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族の国外居住親族の取扱いの見直しをするものです。

第６条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、本特例の対象となる医薬品の範囲に係る見直しを行った上、その適用期限を５年延長するものです。

改正関係の資料をタブレットの定例議会の税務課フォルダに載せていますので、御参照ください。

次に、第２条「まんのう町税条例の一部を改正する条例の一部改正」については、平成３年４月臨時議会で報告した改正条例の附則第２条について、改正にない部分が規定されていたため、第１項を削除し、訂正するものです。

その下の附則については、各条文の施行期日と経過措置を記載したものです。

今回の条例改正の内容については、町税収額にはほとんど影響がないと考えております。

以上、議案第２号 まんのう町税条例等の一部改正につきまして御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

５番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 税務課長の説明は税収にはほとんど影響がないと。極めて重要な説明でありまして、それでいいのかなとは思いますが、例えば非課税のところ、これあたりは何件が該当して、幾らなのかというふうなものを、税制改正のときには必ず住民生活への影響、それを報告してくれる慣例にしていきたい。前回のときも申し上げました。今回は税収に影響はないということでありまして、影響がないという資料を添付する慣例にしていきたい。条文が住民生活にいかなる影響を与え、町財政にどのような影響を与えるのか、ここが我々の関心事であります。お願いをしておきます。

○大西樹議長 税務課長、小縣茂君。

○小縣税務課長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

また、委員会のほうでお示しできるものはお示ししていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第２号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 10 議案第 3 号 まんのう町保育所条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第 10、議案第 3 号 まんのう町保育所条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 3 号のまんのう町保育所条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

根拠法例である「こども・子育て支援法施行規則」が令和 2 年 3 月 27 日に改定されたことに伴い、本条例を一部改正するものでございます。

議案の新旧対照表の右、改正前として「第 1 条各号」とありますところ、改正後といたしまして「第 1 条の 5 各号」と改正するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 3 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 3 号 まんのう町保育所条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 4 号 まんのう町認定こども園条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第 11、議案第 4 号 まんのう町認定こども園条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第４号のまんのう町認定こども園条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

まず、第３条第１号、幼保連携型認定こども園の定義についてでございます。議案の新旧対照表の右、改正前として「法第２条第７項に規定する基準を満たす施設」とありますところ、改正後といたしまして「法第２条第７項に規定する施設」とするものでございます。

次に、第３条第２号、幼稚園型認定こども園の定義についてでございます。議案の新旧対照表の右、改正前として「法第３条第２項第１号に規定する基準を満たす施設」とありますところ、改正後といたしまして「学校教育法に定める幼稚園、かつ、法第３条第２項第１号に規定する基準を満たす施設」とするものでございます。

現行の条文では、町内には存在してはいませんが、保育所型認定こども園または地方裁量型認定こども園も幼稚園型認定こども園となりますため、「学校教育法に定める幼稚園」を追記するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第４号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第４号 まんのう町認定こども園条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第５号 工事請負契約の締結について（令和３年度琴南小学校大規模改修工事（建築））

○大西樹議長 日程第１２、議案第５号 工事請負契約の締結について（令和３年度琴南小学校大規模改修工事（建築））の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第５号の工事請負契約の締結について（令和３年度琴南小学校大規模改修工事（建築））につきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしましては、令和３年度琴南小学校大規模改修工事（建築）、契約の方法といたしましては、条件付一般競争入札、契約金額は６，１０５万円、うち消費税額５５５万円、契約の相手方は、まんのう町七箇２７６５番地、まんのう経常建設共同企業体、代表者、株式会社七箇工業代表取締役、山下美博でございます。

今回の契約は、建築後約５０年が経過した琴南小学校の長寿命化と良好な教育環境の整備を図ることを目的として、大規模改修工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 令和３年度琴南小学校大規模改修工事（建築）に関する入札執行内容及び経過につきまして御説明申し上げます。

まず、入札の形式といたしましては、条件付一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業もしくは共同企業体とし、一般的な事項のほか、まんのう町、丸亀市、善通寺市、多度津町及び琴平町からなる中讃圏域内に主たる営業所を有すること、建設業法の規定による経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が９００点以上であること、構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨造で、延べ床面積が１，５００平方メートル以上の建築物の元請として施工実績を有すること、建設業法の規定による監理技術者資格を有し、かつ、入札参加資格要件である建築物の担当者としての実績を有するものを専任で配置できることを条件としてございます。

去る４月２日に一般競争入札の公告を行い、４月１４日に参加受付を締め切り、審査の結果、５社及び１共同企業体の参加資格を確認し、５月２５日に入札を執行いたしました。

入札の結果、まんのう経常建設共同企業体、代表者、株式会社七箇工業代表取締役、山下美博が落札いたしました。これにより、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。

以上、簡単ではございますが、内容及び経過の説明とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 財源内訳をお尋ねしておきます。本町は合併特例債の60%近くを教育施設に使って、上手に合併特例債を使ってまいりました。また、過疎債も有利に使えし、義務教育債という種類もあります。地方債の何を使うのか、あるいは交付金はお出ているのか、コロナ対策の臨時交付金の対象なのかどうか、財源内訳であります。私は積極的に政府資金調達に出て、公共投資を増やすのは極めて有効な方法と思っております。財源調達の卓越した手腕を見せているその内容をちょっと御説明いただきたい。以上であります。

○大西樹議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 竹林議員の御質問にお答えいたします。

起債についての種類と、それから財源内訳、国庫補助が入っているかどうかにつきまして、調査の上、委員会のほうで報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第5号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第6号 工事請負契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））

○大西樹議長 日程第13、議案第6号 工事請負契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号 工事請負契約の締結について（令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築））につきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしましては、令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築）、契約の方法といたしましては条件付一般競争入札、契約金額は6億6,836万円、うち

消費税額6,076万円、契約の相手方は、丸亀市田村町1238番地、株式会社ヒカリ代表取締役、池田孝道でございます。

満濃南こども園につきましては、平成28年に満濃南幼稚園と満濃南保育所を統合し、満濃南こども園として運営を開始して以来、3歳未満児は旧保育所施設で、3歳以上児につきましては、旧幼稚園施設で保育・教育を行ってまいりました。

認定こども園の教育内容の質を高め、幼保一貫教育を進めるために、平成29年度に満濃南こども園統合施設検討委員会を立ち上げ、その在り方を検討してまいりました。検討委員会により、旧幼稚園施設に隣接した場所に新しい園舎を建設することの答申をいただいたわけでございます。

その後、用地の取得をいたし、一昨年度と昨年度におきまして造成工事に取り組んでまいりました。

今回の契約は、満濃南こども園の良好な教育環境と幼保一貫教育の整備を図ることを目的として、建築工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 令和3年度満濃南こども園統合施設建設工事（建築）に関する入札執行内容及び経過につきまして御説明申し上げます。

まず、入札の形式といたしましては、条件付一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業とし、一般的な事項のほか、まんのう町、坂出市、丸亀市、善通寺市、三豊市、観音寺市、宇多津町、綾川町、多度津町及び琴平町からなる中讃・西讃圏域内に主たる営業所を有すること、建設業法の規定による経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること、構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨造で、延べ床面積が2,000平方メートル以上の建築物の新築工事または増築工事の元請として施工実績を有すること、建設業法の規定による監理技術者資格を有し、かつ、入札参加資格要件である建築物の担当者としての実績を有するものを専任で配置できることを条件としております。

去る4月2日に一般競争入札の公告を行い、4月14日に参加受付を締め切り、審査の結果、5社の参加資格を確認し、5月26日に入札を執行いたしました。

入札の結果、株式会社ヒカリ代表取締役、池田孝道が落札いたしました。これにより、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。

以上、簡単ではございますが、内容及び経過の説明とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今回、議案3件出てますが、どこかでお聞きしようと思っておったんですが、入札書の比較価格、これは大体入札に参加する業者であれば、そんなに変わらないと思います。これ全部1回目の入札なんですね。1回目の入札金でいっとる。もしこれ2回、3回、1回目の定義は、なぜ1回目で行うのか。2回目、3回目、やらない場合は、どういう理由なのか、これをちょっとお聞きしておきます。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 川原議員さんの御質問にお答えします。

入札の結果、各社とも予定価格の範囲内で入札いたしました結果、落札がありましたので、1回で終わりということでございます。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今の総務課長さんの答弁であれば、入札者の比較価格から少しでも下がっておればよしと、この中に入っておると。私の判断が間違っとならあれなんですが、私は低入札価格、調査基準価格ですね、これから下げたいかんけども、できるだけそこに近づけるのがいいのではないかなというような認識でおったんですけども、この比較価格の中から下であれば、1回目でもいいと、これが1回目の定義ですか。2回目、3回目やる理由はないわけですね。再度、お聞きします。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 一般的に、今回だけではないんですけども、公告というのをまず行いまして、その中に落札者の決定方法というのを明記しております。この一部を読ませていただきますと、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とするというのを明記しております。それに準じて今回も契約をするということでございます。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今の副町長の答弁であれば、2回目、3回目にやるということはある得んということになってくる可能性が今後もある。2回目、3回目、あるとすれば、ということなのか、どういう理由がついたときにあるわけですか。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 川原議員さんの御質問にお答えします。

先ほど申し上げました落札者の決定方法で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札者とするということでございますので、逆に言えば、予定価格の制限の範囲以上に全ての社が金額を提示した場合は、これは該当しませんので、その場合は2回に行くということになります。以上でございます。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 1 4 議案第 7 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度満濃南こども園統合施設建設工事（設備））

○大西樹議長 日程第 1 4、議案第 7 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度満濃南こども園統合施設建設工事（設備））の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 7 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度満濃南こども園統合施設建設工事（設備））につきまして、その提案理由を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしましては、令和 3 年度満濃南こども園統合施設建設工事（設備）、契約の方法といたしましては、条件付一般競争入札、契約金額は 2 億 2, 1 6 5 万円、うち消費税額 2, 0 1 5 万円、契約の相手方は、高松市磨屋町 5 番地 9、浅海電気株式会社高松営業所営業所長、杉本聖和でございます。

今回の契約は、満濃南こども園の良好な教育環境の整備を図ることを目的として、統合施設の整備に伴います設備工事の請負契約の締結を行おうとするものでございます。

経過等詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 令和 3 年度満濃南こども園統合施設建設工事（設備）に関する入札執行内容及び経過につきまして御説明申し上げます。

まず、入札の形式といたしましては、条件付一般競争入札といたしております。

入札参加資格といたしましては、対象を単独企業とし、一般的な事項のほか、香川県内に本社、本店、支店または営業所を有すること、建設業法の規定による経営事項審査における電気工事または管工事の総合評定値が 1, 3 0 0 点以上であること、構造が鉄筋コンクリート造または鉄骨造で、延べ床面積が 2, 0 0 0 平方メートル以上の建築物の電気工事または管工事の元請として施工実績を有すること、建設業法の規定による監理技術者資格を有し、かつ、入札参加資格要件である建築物の担当者としての実績を有するものを専任で配置できることを条件としております。

去る 4 月 2 日に一般競争入札の公告を行い、4 月 1 4 日に参加受付を締め切り、審査の結果、3 社の参加資格を確認し、5 月 2 6 日に入札を執行いたしました。

入札の結果、浅海電気株式会社高松営業所営業所長、杉本聖和が落札いたしました。これにより、本日、工事請負契約の締結を議案として上程させていただきました。

以上、簡単ではございますが、内容及び経過の説明とさせていただきます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これはさっきのとちょっと逆な方向になるかも分かんのですが、低入札価格の調査基準以下なんですね。通常、ぶるという分の部類に入るんじゃないですか。この電気関係はまた別の要件の事項がついとるんですか。これをまずお聞きします。

もう一点、これ辞退するというのは、まんのう町が条件つけておる中に、辞退の説明は出してこいというのではないわけですか。これを2点お聞きします。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 川原議員の御質問にお答えします。

まず、この入札につきましては、5,000万円以上の工事ということで、規定によりまして、低入札価格調査対象の入札となります。入札の結果、調査基準価格、ここで言います入札書比較低入札価格調査基準価格を2社とも下回りましたので、直ちに調査に入ることによって手続をいたしました。その場では入札決定を行わず、後日、決定ということで、契約審査委員会を開きまして、その結果、浅海電気株式会社高松営業所のほうを入札決定といたしました。以上でございます。

○大西樹議長 学校教育課長、香川雅孝君。

○香川教育次長兼学校教育課長 川原議員さんの辞退についてのお尋ねですけども、この入札公告の中には辞退ということをはっきり規定してはございません。と申しますのも、先方から入札に参加したいということで届出があるわけで、うちのほうがその資格要件を満たしているかどうかを審査いたします。

今回、辞退届が出てきた理由としましては、この条件に付しております管理技術者の資格を有したものを専任で配置することを条件としておりましたが、その技術者が確保できないということが後から分かったということで、辞退届を提出してきてございます。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 先ほどの総務課長さんの、これぶったわけ、低入札価格以下になったわけですね。ぶったら全部外してやらないかんのじゃないですか。1社だけと話すのはおかしい話じゃないんですか。そこら辺に根拠がある、まんのう町の資料があるのであれば出していただきたい。低価格より下なんですよ、2社ともが。ぶるという分だったら、入札を2回やるか、3回やるか、それもいけるんかも分かんけども、そこら辺が分からない。私は当然外すべきだと思うんですが、お願いします。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 川原議員さんの質問にお答えします。

まず、低入札価格調査制度について御説明いたします。

低入札価格調査制度とは、地方自治法施行令第167条第1項及び第167条の10の2の規定に基づきまして、工事または製造その他についての請負の契約の入札におきまして、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札したものがあった場合には、すぐに落札者を決定せずに、低入札価格の調査を行った上で、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを決定する制度となるものでございます。

それによりまして、この満濃南こども園統合施設建築工事（設備）につきましては、2社がその対象となりましたので、低入札の調査に入ったものでございます。以上でございます。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 そうしますと、話したのはこの参加した2社と話したわけですね。これが一つ。

先ほどの5号の説明との関連性、これ質問6号に入ってますから5号のことは言えませんが、関連性。ぶったんであれば、私はこの価格以下にやったら適正な価格でないもので価格を下げてきた場合には、いい構造物ができない。最低のこれだけの金がなかったら、きちんとした安全で快適な構造物ができないと、その程度にしか私は理解してなかった。それは私の不勉強なところではあるんですが、私は常識的に、ぶれば、今まではぶった人は外したわけですから、基本的に、さっき答弁があったように、話をするのであれば、2社ともがぶっとるわけですから、2社ともに話をしたわけですか。2社と話すいうことは、最終的に談合になってしまいますよ、下手しよったら。ここら辺を伺います。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 川原議員さんの御質問にお答えします。

先ほど申し上げた私の答弁がちょっと不十分でありました。低入札価格、一般に行われるのは最低制限価格制度、それと今回の工事の対象になりますのは低入札価格調査制度というものでございます。それにつきましては、予定価格がございまして、その次にここにあります入札書比較低入札価格調査基準価格がありまして、その下に失格基準というのがございます。今回、この2社につきましては、調査基準を下回って、失格基準にはなっておりません。この間の2社の中で、制度といたしましては、この2社で一番低い価格になったものを低入札の調査に入りまして、委員会にかけられるわけでございます。もしそれがその調査で失格した場合には、次の業者の調査に入りまして、その結果でそれがオーケーであれば、その会社と契約するというところでございます。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 委員会にお任せするのが道だとは思いますが、基本的なことは私も聞きたい。これ、今の課長の話であれば、低入札価格調査基準価格からかけ離れとるほうと話しとる。ある意味では良心的でないかも分らん。そちらと話して契約しとる。そういう説があるのであれば、低入札価格に近いほうと話すのが常識論法と違いますか。ここ

ら辺の話はどないなっておるわけですか。がい間違つとるほうと協議しとるんですよ。低入札価格と離れとるほうと。

○大西樹議長 副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 先ほど総務課長のほうからの御説明を申し上げましたが、この入札書比較低入札価格調査基準価格よりも下回った今回は2社でございます。2社に対して順番は、我々が交渉するいわゆる優先交渉権を持つ業者をどちらにするかというのは、あくまでもこの入札した業者が努力によって提示された構造物ができますよということで、この金額を提示していただいたわけです。しかしながら、今回、この提示していただいた金額が、先ほど申し上げました基準価格よりも下回っているということで、本当にこの提示していただいた金額でこの仕事ができるのかというところを我々が確認して、今回、こういう提示価格でも工事はできるんだというのを確認した上で、この6月の議会に提案させていただいたということで御理解いただいたらと思います。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 今の副町長の答弁を聞きますと、あまりにも不透明過ぎる、我々議会に説明するのにしては。これなら全てのものをこうしますというのを公表してください。片方は、私に言わせば、5号のほうは2回目の入札、3回目の入札もあり得るのかなと思ったんですけど、今回、議案が6号に入ってますから、6号でいきますと、安いほう、じゃあ低入札基準の価格というのは何のためにあるんですか。今の副町長の話であれば、下がったほうがそれできると言うからやりましたよというんだったら、最低の基準価格はあつてないようなものなんです。私は低入札価格の基準に近いほうと話すというんであれば理解できるんですけど、離れたほうと話すというのは理解しにくいんですが。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再々質問にお答えいたします。

この一般競争入札の基準につきましては、県の工事執行規則に準じてまんのう町でもつくっておりますので、今、川原議員さんが不審に思われる点もあるかも分かりませんが、県のほうに合わせてそういう基準になっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ちなみに、先般、行われましたLPガスを利用した空調施設、この2件、入札がありましたが、そのときも同じようなのがありまして、そのときは1社は失格になったことが、あのときも十分説明させていただいたんですが、非常に分かりにくいところがある点是否めないなと思っております。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 これ以上、私はこの場では問いません。あと委員会にお任せしますが、県のものに合わせておるというだけじゃなくて、それを参考にしながら、町、もっと透明性のある入札方法を考えていくべき話をしていただきたいなと、私はそれを委員会のほうへお任せいたしておいて終わります。

○大西樹議長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第7号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

ここで、議場の時計で13時まで休憩いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第15 議案第8号 まんのう町道路線の認定について

○大西樹議長 日程第15、議案第8号 まんのう町道路線の認定についての件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号 まんのう町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、提案路線名、鱈池五條線支線については、延長145メートルを認定するものであり、この路線は町道道路改良工事に伴い新規認定するものでございます。

なお、位置、場所については、別紙のとおり図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第9号 まんのう町道路線の変更について

○大西樹議長 日程第16、議案第9号 まんのう町道路線の変更についての件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 9 号 まんのう町道路線の変更について、その提案理由を申し上げます。

なお、路線の変更につきましては、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、路線名、新目山口線と本目前山線については、本目前山線の一部を地元へ移管するに伴い、区域変更するものでございます。

次に、路線名、西深田線につきましては、まんのう町への土地の寄附があり、生活道路となっているため、区域変更するものでございます。

なお、位置、場所については、別紙のとおり図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思ひます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第 9 号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 17 議案第 10 号 まんのう町道路線の廃止について

○大西樹議長 日程第 17、議案第 10 号 まんのう町道路線の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 10 号のまんのう町道路線の廃止について、その提案理由を申し上げます。

なお、路線の廃止につきましては、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、提案路線名、新目前山線については、延長 709.5 メートルを廃止するものであり、町道路線廃止後、香川県森林センターによる管理を行う予定となっております。

なお、位置、場所については、別紙のとおり図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思ひます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第10号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第11号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号

○大西樹議長 日程第18、議案第11号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第11号の令和3年度まんのう町一般会計補正予算案（第2号）について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,605万円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億5,431万円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正を御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

第14款国庫支出金1,605万円の増額は、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金において、子育て世帯生活支援特別給付金事業費及び事務費補助金を合わせて1,605万円を新規計上しております。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

第3款民生費1,605万円の増額は、第2項児童福祉費、第3目児童措置費において、給料から扶助費まで住民税非課税であり、独り親を除く世帯に対して、子供一人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業費を新規計上いたしております。この事業につきましては、全額国庫補助事業となっております。

以上、議案第11号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 5万円を独り親世帯に支給するということではありますが、この対象世帯は何件、児童生徒数にすると何人なのか。

そして、生活保護世帯が80人ぐらいいたと思うのが、60人ぐらいに減っておるわけで、私はコロナ肺炎対策になると、生活保護世帯が増えるだろうと。そこに対してどう対応するのかが施策として重要なんだと思ったんですが、減っておる。すると、この臨時交

付金を出すと、生活保護の認定にどう影響があるのか、臨時交付金が出たために、生活保護世帯が減ったのかどうか、これを伺っておきたいです。以上、お願いします。

○大西樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 竹林議員さんの質問にお答えしたいと思います。

最初に、想定している人数ということですが、先日の5月24日の教育民生常任委員会の所管事務調査のほうで報告をいたした中で、竹林議員さんも出席されとったと思うんですけれども、再度、読み上げさせていただきますと、新型コロナに影響を受けた非正規労働者等に対する緊急対策閣僚会議のほうで、低所得者の独り親、二人親の世帯に対する生活支援特別給付金として児童一人当たり一律5万円の支給が決定されました。これを受けて、厚生労働省子ども家庭局のほうから地方自治体に下ろされたもので、独り親世帯については、こちらのほうは児童扶養手当のほう、県のほうが出しておりますので、そちらの県が実施主体、それからそれ以外、独り親以外の世帯については、市町村が実施主体というふうになっております。具体的には町のほうの児童扶養手当を支給している世帯、前回、補正予算の4月の予算のほうで承認いただきました給付金、それが18歳未満対象で、大体2,700人を想定していることで予算計上させていただいて、その2,700人中で住民税の非課税世帯の方が、今回、国のほうの対策の対象となっております。この非課税というのは、6月10日に住民税のほうは決定しますので、それ以降でそこから調査して、その中で住民税の非課税世帯というのを抽出しているわけですが、大体去年のところでいくと、300人ぐらいというのを想定して予算を組ませていただいております。以上でございます。

生活保護のほうがちょっと影響しとるかどうかというのは、例えば昨年度の10万円一律皆さんに給付したというのは、それは所得に換算しないとかがあったりしますので、給付金については所得のほうには入ってなかったと僕は認識しております。ただし、事業をされとるような方の持続化給付金とかというのは、営業補償的なものがあるので、そちらのほうは所得として計算するような形となっておりますので、給付金でこれをもたらったから生活保護が減ったというような感覚ではないと、確かではないんですけども、そういうふうに私のほうはちょっと認識しております。以上でございます。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 生活保護の決定は、町の場合は県がやっておるので、県と確認してください。生活保護世帯が減ったというのはすばらしいことなんですけども、どうしてなのか、住民の生活のしにくさ、困窮の度合いは、生活保護と失業保険を見てたら分かるんだろうと思いますよね。経済社会の変動がどう影響を与えたのか、この分析を県と相談して、またどこかで報告してください。

コロナ騒ぎの影響なのかどうか、それとももっと根本的なことがあったのかもしれないね。生活保護世帯がなくなったら減るし、どうなのか、そこの調査をお願いしたい。町民生活、地域社会の動向を掌握する町役場であってほしい。こういうことであります。よ

ろしくお願いします。

○大西樹議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 11 号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 19 発議第 1 号 まんのう町議会会議規則の一部改正について

○大西樹議長 日程第 19、発議第 1 号 まんのう町議会会議規則の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14 番、大西豊君。

○大西豊議員 まんのう町議会会議規則の一部改正について、提案理由を申し上げます。

発議第 1 号 まんのう町議会会議規則の一部改正についてを、地方自治法第 112 条及びまんのう町議会会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

提出者は、私、大西豊。賛成者は、川原茂行議員、三好郁雄議員、川西米希子議員です。

それでは、提案理由を申し上げます。お配りしております、お手元の改正案を御覧ください。

改正しようとする箇所ですが、第 2 条第 1 項の会議への欠席事由として、「事故のため出席できないとき」となっていましたが、社会通念上の「事故」は、一般的に思いがけず生じた悪い出来事や物事の正常な活動・振興を妨げる不慮の事態の意味で用いられることが多く、かねてより誤解を招く可能性があるという指摘があったことから、「事故」という文言を「公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由」に改め、併せて男女の議員が議員活動と家庭生活の両立を図ることができるようにするために整備を行うものであります。

また、第 2 項の出産に係る産前・産後の欠席期間については、労働基準法の規定を参考に、議会への参画を一層促進するための環境整備の一環として、母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

第 89 条については、第 1 項で、請願者の押印を一律に義務づけていたところでありましたが、請願者の利便性の向上を図るため、請願者が自署している場合は押印を不要とするものであります。なお、請願者の氏名が活字やゴム印により記載されている場合や複写されている場合は、請願の真正性を確保するため、押印を必要とするものであります。加えて、心身の故障、その他の事由により署名することができない請願者へ配慮して「記名押印」でもよいとするものであります。この改正により、請願者はそれぞれの事情により「署名または記名押印」を選択できることとなります。

また、施行日は公布の日から施行することとしております。

なお、改正につきましては、全国の町村議会をはじめ、県議会、市議会へも同様の内容の通達がなされておりますので、申し添えます。

以上、御審議の上、御議決賜るようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議第1号 まんのう町議会会議規則の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回会議の再開は、6月3日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後1時19分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 6 月 2 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員